



飲食業

平成24年2月改定

商賠繁盛

賠償責任保険普通保険約款
賠償責任保険追加条項
施設所有管理者特約条項
生産物特約条項
商賠繁盛追加条項
受託物に関する追加条項
傷害見舞費用担保追加条項 他

工 事 業

飲 食 業

販 売 業

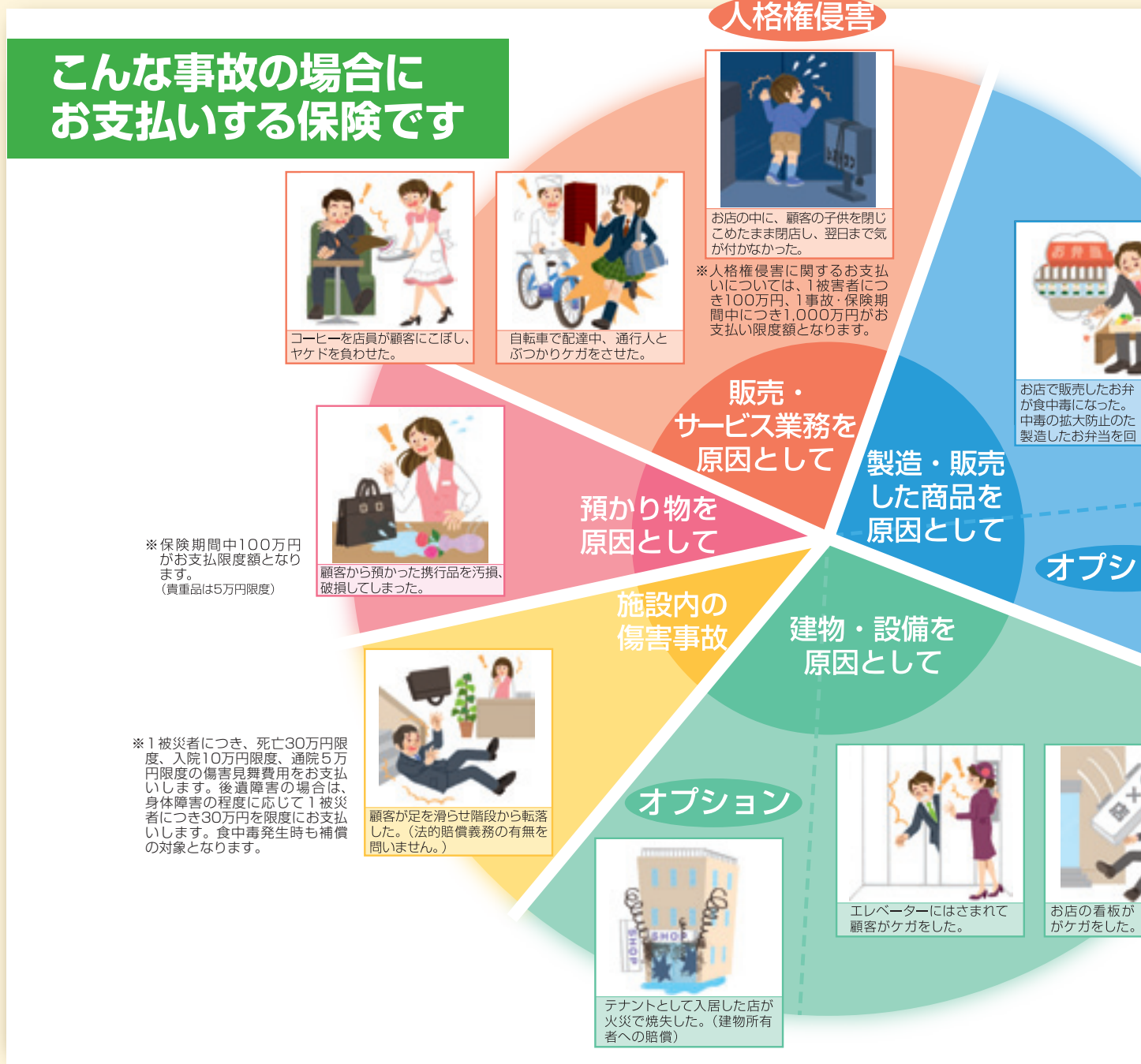
製 造 業

運 送 業

サ ー ビ ス 業

I T 事 業

予想もしていなかった賠償事故に見舞われた場合…



お支払いする主な保険金の種類

- 1 被害者に支払うべき損害賠償金※**
 - 身体賠償の場合
治療費
休業損失
慰謝料 など
 - 財物賠償の場合
修理費など
- 2 訴訟に際して必要となる費用**
 - 訴訟費用
 - 弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用など

(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)
- 3**

※賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者(損害賠償請求権者)に

商賠繁盛はとってもおすすめの保険です。



お店で提供した食品の加熱不十分で顧客が食中毒になった。

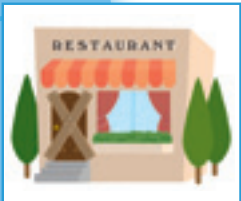


食品に異物が混入していたため、口内を切った。



お店で販売したお菓子で顧客が食中毒になった。原因究明のため製品の検査を実施した。

※身体障害が発生した場合は、検査・廃棄・保管費用、回収費用、生産物自体の損害を、各費用を合算して保険金額の3%を限度としてお支払いします。



食中毒の発生またはその疑いで保健所から営業停止措置を受けた。



落下し通行人



お店でプロパンガスが爆発し、お隣の店舗が全壊した。

商賠繁盛

飲食業の特長

1 簡単な保険設計

■4つの保険金額パターン(3億円、2億円、1億円、5,000万円)から選択するだけで加入いただくことができます。いずれのパターンも自己負担額(免責金額)はなく、飲食業者様にとって必要となる補償がセットされています。(P4~5をご参照ください。)

■保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高を確認いただくだけで保険料を算出することができます。(P5をご参照ください。)

2 飲食業者様の賠償事故を包括的に補償

貴社の建物や設備を原因とした賠償事故、貴社が製造、販売した生産物を原因とした賠償事故等、貴社を取りまく賠償事故を幅広く補償いたします。

4 事故直後に必要となる費用

- 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用
- 求償権保全費用など



5 身体賠償事故の発生時のみ

- 商品自体の損害
- 回収費用
- 検査・廃棄・保管費用

合算で保険金額の3%限度(1事故・保険期間中)

製造、販売した商品により身体賠償事故が発生した場合は、上記の損害について保険金額の3%を限度として保険金をお支払いします。

6 施設内でケガをされた方へのお見舞金

- 死亡見舞費用保険金(被災者1名につき30万円限度)
- 後遺障害見舞費用保険金(被災者1名につき30万円限度)(注)
- 入院見舞費用保険金(被災者1名につき10万円限度)(注)
- 通院見舞費用保険金(被災者1名につき5万円限度)(注)

(注)後遺障害の程度、入院日数、通院日数等により、この限度額が小さくなる場合があります。

6 休業損害(オプション)

食中毒の発生により休業となった場合の粗利益の減少



対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を差し引いた額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

など

保 険 料 率 表

I.賠償(基本契約)

<基準値は売上高100万円あたり 単位:円>

コード	業 種	年間売上高	保険金額(お支払限度額) 3億円		保険金額(お支払限度額) 2億円		保険金額(お支払限度額) 1億円		保険金額(お支払限度額) 5,000万円	
			基準値	加算値	基準値	加算値	基準値	加算値	基準値	加算値
S1	喫茶店	2億円以下	901	0	765	0	579	0	440	0
		2億円超5億円以下	619	56,600	526	47,800	399	36,300	303	27,500
		5億円超10億円以下	469	131,800	398	111,800	302	84,400	230	63,900
		10億円超30億円以下	437	163,200	372	137,800	282	104,400	215	79,100
S2	飲食店	2億円以下	1,458	0	1,239	0	942	0	718	0
		2億円超5億円以下	925	106,700	786	90,600	598	68,900	456	52,500
		5億円超10億円以下	641	248,700	545	211,100	415	160,400	316	122,200
		10億円超30億円以下	582	307,800	495	261,100	377	198,700	287	151,300
T1	弁当等 料理品製造 小売	2億円以下	2,143	0	1,811	0	1,362	0	1,025	0
		2億円超5億円以下	1,191	190,500	1,007	160,800	758	120,900	571	90,900
		5億円超10億円以下	683	444,500	578	375,300	436	281,900	329	211,800
		10億円超30億円以下	577	550,300	489	464,300	369	349,000	279	262,200
T2	パン、菓子 製造小売	2億円以下	1,755	0	1,486	0	1,120	0	845	0
		2億円超5億円以下	939	153,600	837	129,800	596	97,600	449	73,500
		5億円超10億円以下	529	358,300	491	302,800	336	227,700	253	171,300
		10億円超30億円以下	493	443,600	419	374,800	318	281,900	242	212,000
T3	その他の食料・ 飲料品小売	2億円以下	247	0	213	0	166	0	130	0
		2億円超5億円以下	151	19,400	131	16,400	102	12,800	81	10,000
		5億円超10億円以下	100	45,000	87	38,400	69	29,700	55	23,000
		10億円超30億円以下	89	55,700	78	47,400	62	36,800	49	28,500
W1	飲食料品卸売	2億円以下	215	0	185	0	142	0	110	0
		2億円超5億円以下	119	19,400	102	16,600	79	12,800	61	10,000
		5億円超10億円以下	68	45,000	58	38,600	45	29,700	35	23,000
		10億円超30億円以下	57	55,700	49	47,600	38	36,800	30	28,500
R1	加工食品製造	2億円以下	1,681	0	1,437	0	1,100	0	847	0
		2億円超5億円以下	1,003	135,700	862	115,000	665	87,000	517	65,900
		5億円超10億円以下	641	316,600	556	268,000	434	202,900	341	153,700
		10億円超30億円以下	566	392,000	491	333,000	385	251,200	306	190,200
R2	その他食品 製造	2億円以下	814	0	705	0	552	0	436	0
		2億円超5億円以下	526	57,700	459	49,200	364	37,700	292	28,900
		5億円超10億円以下	372	134,500	328	114,700	264	87,800	214	67,500
		10億円超30億円以下	340	166,500	301	141,700	242	108,700	198	83,500

注① 施設所有管理者特約条項、生産物特約条項によりお支払いする保険金は、1事故あたり、それぞれ身体障害・財物損壊による損害を合算して、保険金額(お支払限度額)が上限となります。ただし、生産物特約条項によりお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額(お支払限度額)が上限となります。

注② 自己負担額の詳細については、P6「商賠繁盛(飲食業)の主な補償内容」もご参照ください。

II.食中毒による休業損失(オプション)

<保険料率は売上高100万円あたり 単位:円>

	業種	保険料率	支払限度期間	保険金額(お支払限度額)	粗利益の割合
P2	すし屋	256	2か月間	売上高×20%	売上高×60%
P3	一般食堂・料理店等	207			
P4	給食施設	434			
P5	仕出屋・弁当屋	947			
P6	食品製造業	46		売上高×13%	売上高×40%
P7	食品販売業	10		売上高×5%	売上高×15%

※保険契約申込書上の、保険期間中の営業利益と付保経常費の予想合計額は、次の算式により算出しております。

売上高×上記の粗利益の場合

貴社の実情と著しく相違がある場合は取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せ下さい。

III.借家人賠償(オプション)コード:S1、S2、T1、T2、T3、W1を対象とします。

年間保険料	保険金額(お支払限度額)	耐火	非耐火
(1店舗あたり)	3,000万円	7,600円	22,200円

保 険 料

I 賠償 (基本契約) $(\frac{\text{最近の会計年度の年間売上高}}{\text{百万円}} \times \text{基準値} + \text{加算値}) \times (1 + 0.1) = \text{年間保険料}$ 円
(10円未満四捨五入)

オプション

II 食中毒による休業損失 $\frac{\text{最近の会計年度の年間売上高}}{\text{百万円}} \times \text{保険料率} = \text{年間保険料}$ 円
(10円未満四捨五入)

III 借家人賠償 $\frac{\text{年間保険料}}{\begin{matrix} \text{耐火} & 7,600\text{円} \\ \text{非耐火} & 22,200\text{円} \end{matrix}} \times \text{対象店舗数} \times (1 + 0.1) = \text{年間保険料}$ 円
(10円未満四捨五入)

I + II + III

合計年間お見積り保険料 円

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

注①上記保険料は**確定保険料**となります。

そのため、**保険期間終了後の確定精算手続きは不要**です。(「保険料の確定に関する追加条項」を付帯するご契約となります。)

ただし、下記①～③に該当する場合は**概算保険料**方式でのお引受けとなります。

- ①「最近の会計年度の年間売上高」と「保険期間中の見込売上高」が大幅に異なる場合
- ②新規事業の場合
- ③お客さまのご希望により概算保険料とする場合

概算保険料方式でお引受けする場合には、「最近の会計年度の年間売上高」を「保険期間中の見込売上高」に読み替えて保険料を算出します。

注②最近の会計年度の年間売上高は、原則として**整数値**としますが、**小数点以下第3位まで算入**することができます。(この場合、小数点第4位を四捨五入します。また、百万円単位まで正確に売上高をご確認願います。)

注③最近の会計年度の年間売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、**保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか改めてご確認**いただき、相違がある場合は**必ず訂正・変更**いただきますようお願いいたします。

保険金のお支払い事例

製造・販売した商品を原因として

業種	事故の概要	お支払い額
飲食店	食堂でサルモネラ菌による食中毒が発生。顧客が腹痛等を訴えるとともに、食堂が休業となった。	2,500万円
飲食店	サラダに石が付着しているのに気づかず顧客に出したところ、これを食べた顧客の前歯が1本折れてしまった。	76万円
弁当等料理品製造小売	食堂で調理した給食、弁当により食中毒が発生。患者数約160名。4日間の営業停止命令を受けた。	902万円
飲食料品卸売	卸売会社が納入した材料に、異物が混入していたためメーカーの製造した食品が販売できなかった。	683万円
食品製造	納品したパン粉に動物の体毛が混入していたため、そのパン粉を使用し生産したコロツケが販売できなかった。	395万円

販売・サービス業務を原因として

業種	事故の概要	お支払い額
喫茶店	従業員が誤って氷入りのジュースをコップごと落としたため、通りかかった顧客が転倒し腰を強打した。	93万円
飲食店	従業員が誤って顧客に熱湯をかけてしまい、やけどを負わせた。	56万円

建物・設備を原因として

業種	事故の概要	お支払い額
飲食店	従業員が洗面台の栓をしたまま水を出しっぱなしにして帰宅したため、階下に水があふれ水びたしになった。	1,750万円
飲食店	店内の照明が非常に暗かったため、玄関ホールの隅にある床の段差に顧客がつまづき、負傷した。	59万円

商賄繁盛(飲食業)の主な補償内容

すべてのご契約にセットされる補償

施設・昇降機の所有、使用または管理に起因する賠償責任(施設所有管理者特約条項・商賄繁盛追加条項)	施設・昇降機の所有、使用または管理、および業務遂行(工事や運送業務などを除きます。)に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。漏水に起因する賠償責任も補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありせん。)
製造、販売した製品・仕事の結果に起因する賠償責任(生産物特約条項)	被保険者が製造、販売した製品または仕事の結果に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありせん。) (注)生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故または財物賠償事故が発生し、完成品メーカーや販売店などから回収費用を求償された場合、被保険者以外の第三者が負担した回収費用については、生産物特約の補償対象となります。(被保険者が負担した回収費用は下記の生産物回収費用にて補償します。ただし、身体賠償事故が発生した場合にかぎります。)
預かり物の損壊や盗取に起因する賠償責任(受託物に関する追加条項)	被保険者が、業務遂行に伴い、自らが所有、使用または管理する施設において保管することを引き受けた受託物が損壊し、または盗取されたことにより、その受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、保険期間中を通じて、100万円が限度となります。(貴重品については保険期間を通じて、5万円が限度となります。)(自己負担額はありせん。)
人格権を侵害した場合の賠償責任(商賄繁盛追加条項)	不当な身体拘束等による名誉損やプライバシーの侵害をした場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、1被害者につき100万円、保険期間中を通じて1,000万円が限度となります。(自己負担額はありせん。)
施設内でケガをされた方へのお見舞金(傷害見舞費用担保追加条項)	施設内において、第三者が急激、偶然かつ外来の事故によりケガをした場合の見舞費用を補償します。法的賠償義務の有無にかかわらず保険金をお支払いします。損害賠償保険金が支払われる場合、傷害見舞費用保険金は損害賠償保険金に充当されます。この補償の保険金額は、1被災者につき、死亡・後遺障害30万円、入院10万円、通院5万円が限度(注1)となります。 ※ケガには、身体外部から有毒ガスもしくは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状(注2)を含みます。 (注1)後遺障害の程度、入院日数、通院日数等により、この限度額が小さくなる場合があります。 (注2)中毒症状 細菌性中毒およびウイルス性食中毒を含み、有毒ガスもしくは有毒物質を継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を含みます。
生産物自体の損害(商賄繁盛追加条項)	生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故が発生した場合、生産物自体の損害や回収費用、検査・保管費用について補償します。
生産物回収費用(商賄繁盛追加条項)	賠償(基本契約)の保険金額により、この補償の保険金額は左記の3つの費用を合算し、保険期間中を通じて、900万円、600万円、300万円、150万円のいずれかとなります。(自己負担額はありせん。)
生産物検査・破棄・保管費用(商賄繁盛追加条項)	※財物賠償事故のみの場合は、補償の対象となりません。 ※回収費用については、被保険者が負担したもののだけが補償対象となります。被保険者以外(例:完成品メーカーなど)が負担した回収費用を被保険者に対して求償した場合は、上記の生産物特約にて補償します。

(注)後遺障害の程度、入院日数、通院日数等により、この限度額が小さくなる場合があります。

任意にご加入いただける補償(オプション)

お見舞金・事故対応費用(被害者対応費用担保追加条項)(事故対応費用担保追加条項)	被害者へのお見舞金や、事故対応のために要する費用を補償します。 【被害者へのお見舞金・見舞品購入費用】(被害者対応費用担保追加条項) 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となる事故が発生したことに伴い、この保険契約で補償される損害が発生するおそれを被保険者が知った時点で、被保険者がその対処のために支出した社会通念上妥当と思われるお見舞金、見舞品購入のための費用を補償します。この補償の保険金額は、1被害者につき、1万円限度、保険期間中を通じて50万円限度となります。(自己負担額はありせん。) 【事故対応特別費用】(事故対応費用担保追加条項) 訴訟に対応するための文書作成費用、訴訟対応のための役職員の人件費・交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費等を補償します。この補償の保険金額は、保険期間中を通じて、1,000万円限度となります。(自己負担額はありせん。)
借用施設の損害に起因する賠償責任(借家人賠償責任担保追加条項)	被保険者が借用している施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発により損壊した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、1戸室につき3,000万円が限度となります。(自己負担額はありせん。)
食中毒による休業損害(食中毒・感染症利益担保特約条項)	次のような事故の発生により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償です。(自己負担額はありせん。) ①被保険者の営業施設内での食中毒の発生またはその施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。 ②被保険者の営業施設が、食中毒の原因となる病原微生物に汚染され、また汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 ③被保険者の営業施設が下欄記載の感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘疹、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
- ④被保険者が所有、使用または管理する財物(受託・管理財物)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦排水または排気(煙または蒸気)によって生じた賠償責任
- ⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

賠償責任保険追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①原子核反応、原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いっしゅ、分散、拡散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。)が行う仕事の業務の賠償責任
 - ・医療行為
 - ・あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ・法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - ・身体的美容または整形
- ⑤弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

人格権侵害に関する保険金をお支払いできない主な賠償責任(商賄繁盛追加条項)

- ①被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任

- ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥請負業務または生産物が、宣伝された品質・性能等に適合しないことによる賠償責任
- ⑦請負業務または生産物の価格表示の誤りによる賠償責任
- ⑧身体の障害または財物の損壊による賠償責任

施設所有管理者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)(もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任(被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。)
- ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
※昇降機の所有、使用または管理に起因するものについては、下記の賠償責任についても保険金は支払われません。
- ①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失によって法令に違反したことに基づく賠償責任
- ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任

生産物特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任(その生産物の使用不能または修補による賠償責任を含みます。)
- ②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④日本国外で発生した身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

借家人賠償責任担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ① 借入施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者またはその使用人が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ② 被保険者と借入施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③ 被保険者が借入施設を貸主に引き渡した後に発見された借入施設の財物の損壊に起因する賠償責任

受託物に関する追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行った、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 施設内保管物の紛失に起因する賠償責任
- ③ 施設内保管物の損壊または盗取によって生じた使用不能損害に起因する賠償責任
- ④ 修理もしくは加工上の過失または欠陥による施設内保管物の損壊(技術の拙劣による仕上不良を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑤ 修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑦ 美術品、骨とう品、鞆、書、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する施設内保管物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑧ 自動車(消防法第26条第2項第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車(以下「車両」といいます。)、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、家畜、生動物、植物、コンテナまたは船(コックピットおよびモーターボートを含みます。))を受託した場合において、その施設内保管物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑨ 施設内保管物の自然の消耗もしくは欠陥、施設内保管物本来の性質(自然発火および自然発火を含みます。))またはねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑩ 屋根、樋(とい)、扉、戸、壁、窓、通風筒等から入る雨、雪等による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任
- ⑪ 施設内保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊に起因する賠償責任

傷害見舞費用担保追加条項による保険金をお支払いできない主な事故

- ① 保険契約者、被保険者、これらの法定代理人(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。)の故意または重大な過失
- ② 被災者の故意。ただしその被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ③ 被災者の法定相続人の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の相続人である場合には、他の者が相続すべき金額を除きます。
- ④ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ⑤ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、その被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ⑥ 被災者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。ただし、損保ジャパンの補償すべき傷害を治療する場合またはその被災者以外の者の被った傷害を除きます。
- ⑦ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合を除きます。
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑬ 施設の新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事
- ⑭ 航空機の墜落または自動車(原動機付自転車を含みます。))事故
- ⑮ 頭(い)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの

食中毒・感染症利益担保特約条項による保険金をお支払いできない主な損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(警察または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく暴動が激化し、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。))または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

● 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

● 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払までの期間を延長することがあります。

● 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口：事故サポートデスク】

 **0120-727-110**

〈受付時間〉
 平日：午後5時～翌日午前9時
 土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)
 ※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ご 注 意

● 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

● この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

● この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

● 保険料算出の基礎となる売上高につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

● 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

● 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

● 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 商賄繁盛は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)制度の対象ではありません。

● 商賄繁盛の保険期間(保険のご契約期間)は1年間となります。

● 賠償責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

● 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

● 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日まで分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかつたり、保険契約が解除される場合があります。

● 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。

● この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

● 概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)、②業務内容欄

③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、個人に含みます。

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生した場合
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返戻は行いません。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】

☎0120-888-089

<受付時間>

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス><http://www.sompo-japan.co.jp>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

☎0570-022808

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

<インターネットホームページアドレス><http://www.sonpo.or.jp/>

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

[引受保険会社]



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3111

インターネットホームページアドレス

<http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先 《取扱代理店》